

■維持管理委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第4条	2		契約の保証	「本契約書の契約金額を18で除した額の100分の10以上」には、消費税等相当額も含まれますでしょうか。	本条に記載する契約金額には、消費税等相当額を含みます。
2	2	第4条			契約の保証	履行保証保険を付保する場合、構成員である維持管理企業が契約者となつてもよろしいでしょうか。	不可とします。 なお、第4条第1項第3号の「又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)」及び同項第4号の「公共工事」を削除し、契約書において修正します。
3	2	第4条			契約の保証	「契約の締結と同時」(令和2年6月)から保証することとなっていますが、維持管理開始日(令和3年3月)からという理解でよろしいでしょうか。	契約の締結と同時とします。
4	2	第4条			契約の保証	履行保証保険を締結する場合、維持管理企業がSPCを被保険者として付保し、保険金請求権に対し、第1順位の質権を市のために設定する方法でもよろしいでしょうか。	不可とします。
5	2	第4条	4		契約の保証	「変更後の契約金額を18で除して額の100分の10」における端数処理計算はどうなりますでしょうか。	当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額としてください。
6	2	第4条	4		契約の保証	契約金額の変更には、物価変動による改定を含まないと理解でよいでしょうか。物価変動による委託料の改定は、契約書に定められた改定式に所定の数値を代入するのみであり、契約変更には該当しないものと認識しております。	物価変動による改定は契約変更には該当しません。ただし、物価変動による契約金額の改定があった場合は、改定後の契約金額に対する契約保証金を納付してください。
7	4	第10条	2		監督員	監督員の有する権限における指示・承諾・協議については、特定事業契約(募集要項・要求水準等含む)の範囲内であると理解して問題御座いませんでしょうか。	監督員は、特定事業契約の範囲外の指示は行いません。
8	4	第10条	2		監督員	監督員は発注者に代位／代理するものと考えるべきでしょうか、それとも第10条第2項の範囲内であり、発注者と協議となっている事項については監督員ではなく、発注者との直接協議となりますでしょうか。	監督員の権限は第10条第2項の範囲内であり、発注者と協議となっている事項については、原則として発注者との直接協議となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	4	第11条		2	業務遂行体制の整備	「業務従事者等（維持管理業務責任者含む）」は、SPCに出資する構成企業のうちいずれかが従事するものとし、当該業務従事者等については専任性を要しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	5	第12条		2	業務の基準等	「受注者は、…本施設全体の効率的な維持管理・運営のためにあらかじめ発注者及び運営者と協議するものとする。」との記載がございますが、運営者の選定予定に関してご教示いただけないでしょうか。	管理運営計画の中で検討しています。
11	6	第15条			業務遂行状況のモニタリング	「別紙1所定の」とありますが、現在別紙1にはなにも記載がありません。契約締結時には、募集要項別紙6の内容がそのまま転記されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項別紙6の内容を反映します。
12	6	第15条		3	業務遂行状況のモニタリング	アンケート結果を本業務に反映とございますが、当該結果として要求水準書等及び業務水準書を超える業務の必要性が生じた場合、追加的な費用負担を発注者は実施されますでしょうか。	要求水準書を超える内容の要求水準書への反映については、協議を踏まえて市が判断します。その上で、市の指示による要求水準書の変更により生じる追加的な費用は市が負担します。
13	6	第16条			発注者による業務のは正勧告	是正勧告の対象にアンケート結果反映が内包されますでしょうか。	アンケート結果内容によって個別に判断します。
14	7	第17条		2	委託料の支払	受注者が業務停止をした場合においても、SPC経費、その他固定費の支払いは発生致しますが、当該費用は委託料として、お支払いがなされるという理解でよろしいでしょうか。	業務停止をした場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、委託料から当該業務停止により受注者が支払いを免れた費用を委託料から控除して支払いを行うことができるものとしています。
15	7	第17条		2	委託料の支払	受注者の責めに帰すべき事由ではなく、発注者の責めに帰すべき事由若しくは不可抗力（または政策変更・法令変更）により業務停止となつた場合の取扱いについて、ご教示下さい。	第9条の定めるところに従い業務停止をした場合は、第17条第2項の適用があります。なお、不可抗力の場合は、不可抗力条項の適用があります。
16	7	第17条 第18条			委託料の支払 委託料改定	「別紙2所定の」とありますが、現在別紙2には何も記載がございません。契約締結時には、募集要項別紙5の内容がそのまま転記されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項別紙5の内容を反映します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
17	8	第25条			損害賠償等	「受注者は、故意又は過失により」とございますが、「故意又は重過失」へと変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
18	9	第27条			保険	保険の付保期間が「契約期間の全期間」と記載がありますが、「維持管理期間の全期間」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において修正します。
19	9	第27条			保険	所定の保険は、受注者（特別目的会社）ではなく、受注者から再委託を受けた企業にて加入することでもよろしいでしょうか。	可とします。
20	9	第27条			保険	貴市にて加入される予定の共済があればその内容をご教授ください。	市が共済に加入するか否かを問わず、本条に従い保険に加入してください。 なお、要求水準書に対する質問への回答No. 60もご参照ください。
21	10	第32条	(1)		この契約の終了	本事業はコンソーシアムによるD B O契約であることから、基本契約書及び建設工事請負契約書が契約解除となった場合、維持管理委託契約書も当然に解除されるとの認識でよろしいでしょうか。	当然には解除になりません。
22	11	第35条	4		発注者の解除権	違約金が「契約金額の10分の1」と記載されていますが、第4条第2項に記載のとおり「契約金額を18で除した額の100分の10」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において修正します。
23	11	第35条	4		発注者の解除権	「次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注先の指定する期間内に支払わなければならない。…」との記載がありますが、違約金として契約金額の10分の1は事業者リスクが過分であるため、「1事業年度の委託料の10分の1」として頂けないでしょうか、ご検討宜しくお願ひ致します。	維持管理委託仮契約書（案）に対する質問への回答No. 22をご参照ください。
24	19	別紙3			保険	第三者損害賠償責任保険や普通火災保険は、構成員である維持管理企業が契約者になってもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
25	19	別紙3			保険	火災保険は施設所有者が手配するべき保険であり、事業者帰責事由での建物損壊については賠償保険等で補償するべきと思われますので、火災保険を保険条件から外して頂けませんでしょうか。	維持管理委託仮契約書（案）に対する質問への回答No. 20をご参照ください。
26	19	別紙3			保険	市は火災保険（共済等）に加入されますでしょうか。	維持管理委託仮契約書（案）に対する質問への回答No. 20をご参照ください。
27	19	別紙3			保険	事業者で付保する普通火災保険は、事業者の責による火災を補償する内容で良いと理解してよろしいでしょうか。 また、火災保険と同等の内容であれば、火災保険でなくてもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、本施設の再調達価格を補償額とすることとしてください。 後段については、要求水準書（案）に対する質問への回答No. 60をご参照ください。